

令和6年度個人住民税（町・県民税）に適用される定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されることとなりました。

◆対象となる方

- ・令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方
ただし、以下に該当する方は対象外となります。

- (1) 個人住民税が非課税である方
- (2) 個人住民税均等割・森林環境税（国税）のみ課税である方

◆減税額

- ・納税者本人の住民税の特別控除の額は、次の合計額になります。
ただし、その合計額が個人住民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

- (1) 納税者本人：1万円
- (2) 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）：1人につき1万円

◆定額減税後の住民税の徴収方法

- (1) 特別徴収（給与天引き）の方
定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月まで11分割し、給与天引きします。
- (2) 普通徴収（納付書、口座振替等）の方
第1期分の納付額から相当する金額を特別控除し、その差額を納付。
※第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。
- (3) 年金特別徴収（年金天引き）の方
令和6年10月分の年金天引き分から相当する金額を特別控除し、その差額を天引き。
※10月分から控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。

◆調整給付金

減税額が控除しきれなかった場合は、調整給付金が支給されます。
対象となる方には、後日お知らせいたします。

◆所得税の定額減税については、国税庁ホームページ（定額減税 特設サイト）をご覧ください。

◆お問合せ

定額減税
税務課 TEL：78-2111

調整給付金
企画財政課 TEL：78-2111